

所在地 及び 企業名(又は個人・大学・研究機関名)

一般統計調査	
提出先	経済産業大臣

知的財産活動調査票

提出期限: 9月30日

本調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査です。
報告いただいた調査票は、統計作成の目的以外に使用することはありませんので、
ありのままご記入ください。

経済産業省 特許庁

(質問項目全体に関する注意事項)

- 各設問に対する回答を、太線の中にご記入ください。
- この調査は暦年単位の設問と年度単位の設問から構成されており、設問Ⅱは暦年(2011年1月1日～12月31日)で、設問Ⅱ以外については貴社の直近の会計年度でそれぞれご回答ください。
- この調査は、すべての設問について、企業単位(単独決算ベース)で集計した値をご回答ください。
(この調査は特許庁に出願された出願人単位で送付しているため、同一企業内の複数の事業所に調査票が送られる場合があります。その際はお手数ですが、企業単位でまとめてご回答頂き、まとめて回答した企業名を4ページの欄外に記入してください。また、まとめられた同一企業内の事業所の調査票についても、まとめて回答した企業名を4ページの欄外に記入し、設問については白紙でご返送ください。)
- 企業以外の方は、「貴社」、「自社」の用語を、出願されるときのお立場(例えば、個人、大学、研究機関等)に読み替えてご回答ください。
- 各設問について活動、利用及び実施等を行っている場合は、有・無の選択肢の「有」を○で囲んでからご回答ください。また、「有」を○で囲んだ場合は、回答が0になる項目には、全て「0」とご記入ください。回答が全て0(人、件、円)になる設問については、「無」を○で囲んでください。
- 調査票中の金額に関する設問で、「百万円」の単位が記載されている箇所に、百万円に満たない数字を記入する場合は、「0」と記入せずに小数点を用いて十萬円の位までをご記入ください。また、十萬円にも満たない場合は一律十萬円としてご記入ください。(例: 50万円→0. 5百万円、21000円→0. 1百万円)
また、消費税は含まずにお答えください。
- 調査票中の「出願」に関する設問では、分割及び変更出願等も件数に含めてお答えください。なお、商標の「書換登録申請」は出願に含めません。
- この調査において知的財産権とは、知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条に定める特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権、その他の知的財産(商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの、営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報)に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいいます。
- この調査において、企業グループとは連結決算を行っている親会社、子会社及び関連会社の企業集団をいいます。
- この調査において、欧州とはドイツ、イギリス、フランス、オランダ、イタリア、ベルギー、ルクセンブルク、スイス、スウェーデン、スペイン、アイスランド、ノルウェー、デンマーク、アイルランド、モナコ、アンドラ、アゾレス、ポルトガル、ジブラルタル、マルタ、フィンランド、オーストリア、セルビア、モンテネグロ、ギリシャ、キプロス、トルコ、クロアチア、スロベニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、リヒテンシュタイン、サンマリノ、バチカン、セウタ及びメリリヤ、カナリー諸島、ロシア、アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、グルジア、ポーランド、ハンガリー、アルバニア、ルーマニア、ブルガリア、エストニア、ラトビア、リトアニア、ウクライナ、ベラルーシ、モルドバ、チェコ、スロバキアを対象としてください。
- この調査において、アジアとは中国、台湾、韓国、香港、シンガポール、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、インド、北朝鮮、モンゴル、ベトナム、ブルネイ・ダルサラーム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、パキスタン、スリランカ、モルディブ、バングラデシュ、東ティモール、マカオ、アフガニスタン、ネパール、ブータン、英領インド洋地域を対象としてください。
- EPC出願とは、欧州特許条約(European Patent Convention)に基づく欧州特許庁への出願で、一つ的方式で欧州特許庁に出願し、欧州特許が付与されると複数の指定国で同時に特許を取得したのと同様の効果をもつものです。
- PCT出願とは、特許協力条約(Patent Cooperation Treaty)に基づく出願で、一つ的方式で受理官庁に出願することで複数国に同時に特許したのと同様の効果をもつものです。
- OHIM(欧州共同体商標意匠庁)への出願とは、欧州共同体(EC)商標規則(共同体商標に関する1993年12月20日のEC理事会規則第40/94号)に基づき設立された行政機関である域内市場における調和のための官庁(商標及び意匠)(Office for Harmonization in the Internal Market (Trademarks and Designs))への共同体商標出願及び共同体意匠出願で、欧州共同体商標意匠庁へ一つの出願をすることでEUの全加盟国において出願したのと同様の効果を持つものです。

〔貴社の概要〕

業種* (下の業種選択表より1～50及び99の数字で記入。個人の場合は「99」を記入し、「記入者名」の欄だけ記入してください。)		貴社設立年		西暦		年		資本金		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円												
売上高		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	営業利益		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	経常利益		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円		
従業者数※1		人						研究関係従業者数* ※2						人						研究費* ※3		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
グループ企業の有・無		有 ・ 無																										
↑〔上欄には貴社直近の会計年度末時点のものをご記入ください〕↑																												
記入者名*		所属部課名																										
		役職名																		氏名								
		電話番号		—																FAX番号		—						
		E-mail																										

〔業種選択表〕

(下表より番号を選択し、上表の「業種」の欄に番号を記入してください。なお業種の分類については、付録1の「日本標準産業分類との対応表」を参照してください。)

業種が複数にまたがる場合は、主要な業種を1つお答えください。

番号	業 種	番号	業 種	番号	業 種
1	農林水産業	18	非鉄金属製造業	35	インターネット附随サービス業
2	鉱業、採石業、砂利採取業	19	金属製品製造業	36	映像・音声・文字情報制作業
3	建設業	20	はん用機械器具製造業	37	卸売業
4	食料品製造業	21	生産用機械器具製造業	38	小売業
5	飲料・たばこ・飼料製造業	22	業務用機械器具製造業	39	金融・保険業
6	繊維工業	23	電子応用・電気計測器製造業	40	不動産業、物品賃貸業
7	パルプ・紙・紙加工品製造業	24	23以外の電気機械器具製造業	41	宿泊業、飲食サービス業
8	印刷・同関連業	25	情報通信機械器具製造業	42	学校教育
9	医薬品製造業	26	電子部品・デバイス・電子回路製造業	43	42以外の教育、学習支援業
10	総合化学・化学繊維製造業	27	自動車製造業	44	技術移転機関(TLO)
11	油脂・塗料製造業	28	27以外の輸送用機械製造業	45	公的研究機関(独立行政法人含む)
12	10～11以外の化学工業	29	4～28以外の製造業	46	44～45以外の学術・開発研究機関
13	石油製品・石炭製品製造業	30	電気・ガス・熱供給・水道業	47	専門サービス業
14	プラスチック製品製造業	31	運輸業、郵便業	48	42～47以外のサービス業
15	ゴム製品製造業	32	通信業	49	公務(他に分類されるものを除く)
16	窯業・土石製品製造業	33	放送業	50	分類不能の産業
17	鉄鋼業	34	情報サービス業	99	1から50に属さない個人

欄外(本調査票にまとめて記入した事業所・企業がある場合、又は他の事業所・企業の調査票にまとめて記入した場合にはその企業名を記入してください)※4

- 貴社が大学、公的機関の場合は、4ページの太線の中は(*印)の箇所のみ記入し、以降の設問にお答えください。
- 個人の方は4ページの「業種」欄に「99」を記入し、「記入者名」欄のみ記入してください。ただし、個人事業主の方や、大学等各機関に所属する方は、あてはまる業種の番号を記入し、その他該当する各項目に記入してください。
- ※1 従業者数とは、研究関係の従業者のみならず、日本国内の本社・支社・工場など会社全体の従業者をいいます。ここには、有給役員、常勤職員及び臨時・日雇の者で1ヶ月以上にわたって雇用されている者はすべて含めてください。
- ※2 研究関係従業者数とは、研究者による研究活動のほか、庶務・会計などの事務、研究施設の清掃や警備など、研究活動を支えるために必要なあらゆる関連業務に従事している者をいいます。なお、ソフトウェア産業や銀行・保険業などの金融業など非製造業における研究の定義や研究活動の例は付録2に示してあります。
- 他の業務を兼務している場合は、実際に研究業務に従事した割合であん分した値を記入してください。
- (例) 研究業務(3割)を他業務(7割)と兼務している場合は、その担当者の人数は0.3人と記入してください。
- また、大学の場合には研究者(教授、准教授、助教、講師、助手、博士課程の在籍者等)、研究補助者、技能者、研究事務その他の関係者の合計となります。
- ☆ 研究業務とするもの
- a) 研究所・研究部等で行われる本来的な活動
- ここで本来的な活動とは、研究に必要な思索、考察、情報・資料の収集、試作、実験、検査、分析、報告等を行います。したがって、研究の実施に必要な機械、器具、装置等の工作、動植物の育成、文献調査等の活動を含みます。
- b) 研究所以外、例えば、生産現場である工場等では、上記a)の活動及びパイロットプラント、プロトタイプモデルの設計・製作及びそれによる試験の活動
- c) 研究に関する庶務・会計等の活動
- ☆ 研究業務としないもの
- 研究所や工場等の生産現場で行われる次のような活動
- a) 生産の円滑化を図るための生産工程を常時チェックする品質管理に関する活動並びに製品、半製品、生産物及び土壌・大気等の検査、試験、測定、分析
- b) パイロットプラント、プロトタイプモデル等による試験研究の域を脱して、経済的生産のための機器設備の設計
- c) 一般的な地形図の作成、あるいは地下資源を探すための単なる探査活動及び地質調査・海洋調査・天体観測等の一般的なデータ収集
- d) 特許の出願及び訴訟に関する事務手続き
- e) 一般従業者の研修・訓練等の業務
- ※3 研究費とは、会社等、研究機関又は大学等の内部で使用した研究費で、人件費、原材料費、有形固定資産の購入費(又は有形固定資産の減価償却費)及びその他の経費をいいます。また、資金面から見た場合は、自己資金のうち内部で使用した研究費(基礎、応用及び開発研究費)及び外部から受け入れた資金による研究費(受託研究費)は含みますが、委託研究(共同研究を含む)等のため外部(貴社の海外拠点を含む)へ支出した研究費は含みません。
- ※4 この調査は特許庁に出願された出願人単位で送付しているため、同一企業内の複数の事業所に調査票が送られる場合があります。その際はお手数ですが、企業単位でまとめてご回答いただき、まとめた同一企業内の事業所名を4ページの欄外に記入してください。
- なお、例外として親・子会社やグループ企業などで、代表する企業が他の企業の知的財産をまとめて管理し、企業単位に分割して回答できない場合も、代表する企業が、貴社の概要及び設問について、他の企業分もまとめて合計値をご回答いただき、まとめた他の企業名を4ページの欄外に記入してください。
- 上記の場合、まとめられた同一企業内の事業所または他の企業は、4ページの欄外にご回答いただいた企業(事業所)名を記入し、設問については白紙でご返送ください。

I. 知的財産部門の活動状況について

設問 I-1. 貴社での直近の会計年度における知的財産担当者(他の業務との兼務者含む)※5の有無についてお答えください。

有無回答欄	
有	無

「有」を選択した場合は、それぞれの人数を以下に記入し設問 I-2に進んでください。
(うち数の中で、0人が含まれる場合は「0」を省略せず記入してください。)
「無」を選択した場合は、設問 I-2に進んでください。

	人数
知的財産担当者数	人
うち社内弁理士数	人
うち標準化に携わる担当者数※6	人

設問 I-2. 貴社での直近の会計年度における知的財産活動費※7の有無についてお答えください。

有無回答欄	
有	無

費用「有」を選択した場合は、以下の金額を百万円単位で記入してください。
(うち数の中で、金額が0円のものが含まれる場合は「0」を省略せずに記入してください。)
費用「無」を選択した場合は、設問 II-1に進んでください。

	千億	百億	十億	億	千万	百万円
知的財産活動費						
うち出願系費用※8						
うち補償費※9						
うち人件費※10						
うちその他費用※11						

設問 I-3についてお答えください。

設問 I-1でご記入頂いた知的財産担当者の雇用にかかる費用。

設問 I-3. 設問 I-2. の出願系費用について内訳を記入してください。

		国内出願						外国出願※12					
		千億	百億	十億	億	千万	百万円	千億	百億	十億	億	千万	百万円
特許権	出願・審査に要した費用※13												
	権利維持費用※14												
実用新案権	出願・審査に要した費用※13												
	権利維持費用※14												
意匠権	出願・審査に要した費用※13												
	権利維持費用※14												
商標権	出願・審査に要した費用※13												
	権利維持費用※14												

(注) 設問 I-3. の各項目にご記入頂いた金額の合計が、設問 I-2の「うち出願系費用」にご記入頂いた金額と一致することをご確認ください。
「権利維持費用」に0より大きい額を記入した場合は、後の設問Ⅲ-1「権利所有件数」についても忘れずにご記入ください。

- ※5 知的財産担当者とは、産業財産権の発掘から権利取得、権利の維持に係る業務に従事する者のみならず、知的財産権の管理、評価、取引、実施許諾、係争に係る業務に従事する者、知的財産に関する企画、調査、教育、会計、庶務など、知的財産活動を支えるために必要な業務に従事している者をいいます。
知的財産担当者について、他の業務を兼務している場合は、実際に知的財産業務に従事した割合であん分した値を記入してください。
(例) 知的財産業務(3割)を他業務(7割)と兼務している場合は、その担当者の人数は0.3人と記入してください。
- ※6 標準化とは、ある技術分野において、技術仕様や試験評価方法、用語や記号等の統一化、単純化など、複数者の取決めにより規格(標準)を制定又は改正する過程を意味しています。
知的財産担当者の「うち標準化に携わる担当者」とは、標準に係る特許の調査、必須特許の評価やライセンス交渉、標準化に向けた特許声明書の作成や提出、標準化に関する技術に対する特許侵害などの係争への対応など、標準に関連した知的財産の管理に従事する者のみならず、知的財産担当者のうち、標準の企画提案、審議に係る業務に従事する者、標準化に関する国内外における交渉、計画、管理、調査、評価などの業務に従事する者、教育、普及、会計、庶務など、標準化に関わる活動を支えるために必要な業務を兼務している者も含まれます。
知的財産担当者の「うち標準化に携わる担当者数」について、他の業務を兼務している場合は、実際に標準化に携わる業務に従事した割合であん分した値を記入してください。
(例) 標準化に携わる業務(3割)を他業務(7割)と兼務している場合は、その担当者の人数は0.3人と記入してください。
- ※7 知的財産活動費とは、知的財産担当者の人件費、産業財産権の発掘から権利取得、権利の維持に要した費用、知的財産権に係る係争、契約管理に要した費用、知的財産権に係る企画、調査、教育などのその他の経費、発明者、創作者等に対する補償費をいいます。また、これらの業務について、弁理士、弁護士、調査会社等に外注した費用、業務に必要な固定資産の減価償却費またはリース料は含みますが、係争の和解、損害賠償費、ロイヤリティ、産業財産権の購入に要した費用は含みません。
- ※8 出願系費用とは、産業財産権の発掘から権利取得、権利の維持に要した費用(弁理士費用等の外注費を含む。他者からの譲受は除く。)です。
- ※9 補償費とは、会社の定める補償制度(職務発明規定等)に基づいて発明者、創作者等に支払った補償費です。
- ※10 人件費は、貴社内で知的財産業務を担当する者の雇用にかかる費用の直近の会計年度総額を記入してください。
兼務者にかかる人件費は、実際に知的財産業務に従事した割合であん分した値を記入してください。
- ※11 その他費用は、出願系費用、補償費、人件費以外の費用で、例えば、知的財産権に係る企画、調査、教育などのその他の経費、知的財産に関する業務に必要な固定資産の減価償却費またはリース料を含みます。ただし、係争の和解、損害賠償費、ロイヤリティ、産業財産権の購入に要した費用は含みません。
- ※12 外国出願の欄には、特許権については、特許協力条約に基づくPCT出願の国際段階において要した費用、商標についてはマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願に要した費用も含めて記入してください。
- ※13 出願・審査に要した費用とは、産業財産権の発掘、発明届書の評価、明細書作成(外注を含む)、明細書チェック、出願手続、審査請求手続、技術評価請求手続、拒絶理由通知対応(意見書、補正書作成)等の中間処理業務及び拒絶査定不服審判等に要する費用(弁理士費用等の外注費を含む)です。
- ※14 権利維持費用とは、権利存続要否問合わせ、登録手続、年金納付手続等の権利維持業務に要する費用(弁理士費用等の外注費を含む)です。

Ⅱ．産業財産権制度の利用状況について

設問Ⅱ－１． 貴社において2011年(暦年)に届出された発明、考案及び創作別の実績をお答えください。

有無回答欄	
有	無

届出「有」を選択した場合は、以下の件数を記入してください。
(0件の項目がある場合は「0」を省略せず記入してください。)
届出「無」を選択した場合は、設問Ⅱ－２に進んでください。

2011年実績	発明(特許)考案(実用新案)相当	創作(意匠)相当
届出された件数※15	件	件
出願しなかった件数	件	件
うち、企業秘密、ノウハウとした件数※16	件	
うち、出願せずに公表した件数※17	件	
出願した件数※18	件	件

設問Ⅱ－２． 貴社の2011年(暦年)の国内、外国における産業財産権別の出願等の実績及び2012年、2013年の見込みについても同様にお願いします。

(注)・共同出願については、貴社の持分でお答えください。
(例えば1件の出願に対して持分が30/100である場合、出願件数は0.3件としてください。)

設問Ⅱ－２－１． 特許出願又は審査請求実績及び見込みの有無について伺います。

有無回答欄	
有	無

特許出願又は審査請求実績及び見込み「有」を選択した場合は、以下の件数を記入してください。
(0件の項目がある場合は「0」を省略せず記入してください。)
特許出願又は審査請求実績及び見込み「無」を選択した場合は、設問Ⅱ－２－２に進んでください。

	2011年実績	2012年見込み	2013年見込み
国内出願	出願件数	件	件
	審査請求件数※19	件	件
	早期審査の申出件数	件	件
国際出願	出願件数※20(PCT出願件数)	件	件
	うち日本を国際調査機関※21に選択する件数	件	件
	うち日本国を指定国としない件数	件	件
外国出願	出願件数※22	件	件
	うち米国※22	件	件
	うちEPC出願※23	件	件
	うち欧州各国※22	件	件
	うちアジア各国※22	件	件
	うちその他の地域※22	件	件

※15 届出された件数には、貴社内で発明・考案、創作されたもののうち、出願したしないにかかわらず、知的財産部門又は知的財産担当者に届出されたものすべての件数を記入してください。

※16 出願しなかった発明・考案で、企業秘密、ノウハウとして秘匿した件数をうち数で記入してください。

※17 出願しなかった発明で、公表した件数をうち数で記入してください。

※18 出願した件数は、設問Ⅱ－２－１「国内出願」・「国際出願」・「外国出願」の件数の合計と必ずしも一致しません。

設問Ⅱ－2－2. 実用新案登録出願実績及び見込みの有無について伺います。

有無回答欄 実用新案登録出願実績及び見込み「有」を選択した場合は、以下の件数を記入してください。
(0件の項目がある場合は「0」を省略せず記入してください。)
実用新案登録出願実績及び見込み「無」を選択した場合は、設問Ⅱ－2－3に進んでください。

	2011年実績	2012年見込み	2013年見込み
国内出願件数	件	件	件
技術評価請求件数	件	件	件

設問Ⅱ－2－3. 意匠登録出願実績及び見込みの有無について伺います。

有無回答欄 意匠登録出願実績及び見込み「有」を選択した場合は、以下の件数を記入してください。
(0件の項目がある場合は「0」を省略せず記入してください。)
意匠登録出願実績及び見込み「無」を選択した場合は、設問Ⅱ－2－4に進んでください。

	2011年実績	2012年見込み	2013年見込み
国内出願件数	件	件	件
外国出願件数	件	件	件
うち米国	件	件	件
うち欧州各国	件	件	件
うちOHIMへの欧州共同体意匠出願※24	件	件	件
うちアジア各国	件	件	件
うちその他の地域	件	件	件

設問Ⅱ－2－4. 商標登録出願又は更新申請実績及び見込みの有無について伺います。

有無回答欄 商標登録出願又は更新申請実績及び見込み「有」を選択した場合は、以下の件数を記入してください。
(0件の項目がある場合は「0」を省略せず記入してください。)
商標登録出願又は更新申請実績及び見込み「無」を選択した場合は、設問Ⅲ－1に進んでください。

	2011年実績	2012年見込み	2013年見込み
国内出願件数	件	件	件
国内更新申請件数	件	件	件
国際出願件数※25	件	件	件
外国出願件数	件	件	件
うち米国	件	件	件
うち欧州各国	件	件	件
うちOHIMへの欧州共同体商標出願※24	件	件	件
うちアジア各国	件	件	件
うちその他の地域	件	件	件

※19 審査請求件数は、当該年に審査請求した実績又は見込みの件数です。当該年よりも前に出願したものであっても当該年に審査請求した実績又は見込みをすべて含めて記入してください。

※20 国際出願の出願件数の欄には、該当する年に、受理官庁（日本国特許庁）へPCT出願をした件数をご記入ください。

※21 国際調査機関とは、PCT国際出願の請求の範囲に記載された発明の、「関連のある先行技術」を調査する機関です。

※22 外国出願の出願件数の各欄には、外国へ直接出願した件数とPCT出願で国内段階に移行した件数の合計値で記入してください。

※23 外国出願の出願件数のうちEPC出願の欄にはEPO（欧州特許庁）への出願件数を記入してください。

※24 うち、OHIMへの出願件数は、欧州共同体商標意匠庁に出願した件数を記入してください。

※25 国際出願件数の欄には、マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願を対象としてご記入ください。

Ⅲ. 産業財産権の実施状況について

設問Ⅲ－１. 貴社での直近の会計年度末における国内外の産業財産権の有無についてお答えください。

(注) 共有する権利については、貴社の持分でお答えください。

(例えば1件の共有する権利に対して持分が30／100である場合、権利数は0.3件としてください。)

自社の範囲の中には企業グループ内の企業を含まずにお答えください。

有無回答欄		産業財産権「有」を選択した場合は、以下の件数を記入してください。 (0件の項目がある場合は「0」を省略せず記入してください。)
有	無	産業財産権「無」を選択した場合は、設問Ⅲ－２に進んでください。

項 目	特 許		実用新案	意 匠		商 標	
	国内権利数 ※26	外国権利数 ※26	国内権利数 ※26	国内権利数 ※26	外国権利数 ※26	国内権利数 ※26	外国権利数 ※26
権利所有件数※27	件	件	件	件	件	件	件
うち、利用件数※28	件	件	件	件	件	件	件
うち、自社実施(使用)件数※29	件	件	件	件	件	件	件
うち、他社への実施(使用)許諾件数(ライセンス)※30	件	件	件	件	件	件	件
うち、クロスライセンス※31により他社に実施許諾した件数	件	件	件	件	件		
うち、有償※32で他社に実施許諾した件数	件	件	件	件	件		
うち、未利用件数※33	件	件	件	件	件		
うち、防衛目的の件数※34	件	件	件	件	件		
うち、開放可能な件数※35	件	件	件	件	件		

(注) 「うち、他社への実施(使用)許諾件数」に0より大きい件数を記入した場合は、後の設問Ⅲ－２、Ⅲ－３についても忘れずにご記入ください。

※26 国内権利及び外国権利とは、既に登録になっている出願であり、現在出願中であっても未登録のものは含みません。

※27 権利所有件数は、直近の会計年度末時点での件数をお答えください。

※28 利用件数とは、所有権利数のうち、現在、「自社実施(使用)している」及び、「他社に実施(使用)許諾している」件数の合計であり、直近の会計年度中に登録になった件数ではありません。その際、「自社実施(使用)して」おり、かつ「他社に実施(使用)許諾している」件数を重複排除してください。

※29 実施(使用)とは、以下のとおりです。実施の件数は、現在(調査対象年に)実施している件数であり、過去に実施したことがあるが現在は実施していない権利や、将来に実施する予定の件数は含みません。

特許:

①物(プログラム等を含む。以下同じ。)の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等(譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。)、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための展示を含む。以下同じ。)をする行為

②方法の発明にあつては、その方法の使用をする行為

③物を生産する方法の発明にあつては、上記に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

実用: 考案に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、輸出し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出(譲渡又は貸渡しのための展示を含む)をする行為

意匠: 意匠に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、輸出し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出(譲渡又は貸渡しのための展示を含む)をする行為

商標: ①商品又は商品の包装に標章を付する行為

②商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為

③役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物(譲渡し、又は貸し渡す物を含む。以下同じ。)に標章を付する行為

④役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に標章を付したものをを用いて役務を提供する行為

⑤役務の提供の用に供する物(役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物を含む)に標章を付したものを役務の提供のために展示する行為

⑥役務の提供に当たりその提供を受ける者の当該役務の提供に係る物に標章を付する行為

⑦電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。次号において同じ。)により行う映像面を介した役務の提供に当たりその映像面に標章を表示して役務を提供する行為

⑧商品若しくは役務に関する広告、価格表若しくは取引書類に標章を付して展示し、若しくは頒布し、又はこれらを内容とする情報に標章を付して電磁的方法により提供する行為

※30 他社への実施(使用)許諾件数とは、当該権利を自社実施しているかどうかを問わず、他社に権利を実施許諾している全ての件数をさします。

※31 クロスライセンスにより他者に実施許諾した件数とは、相互に実施許諾を認める契約に基づいて実施許諾した件数をさします。

※32 有償で他者に実施許諾した件数とは、クロスライセンス契約を除き、相手方所有の権利の実施許諾を伴わず、金銭対価を伴う実施許諾契約に基づいて実施許諾した件数をさします。

※33 未利用件数とは、自社実施も他社への実施許諾も行っていない権利の件数のことをさします。

※34 防衛目的の件数とは、自社実施も他社への実施許諾も行っていない権利であつて、自社事業を防衛するために他社に実施させないことを目的として所有している権利の件数をさします。

※35 開放可能な件数とは、相手先企業を問わず、ライセンス契約により他社へ実施許諾が可能な権利の件数をさします。

設問Ⅲ－２． 貴社での直近の会計年度において成立した、及びそれ以前に成立したものであっても有効に成立中の知的財産権の国内※36の相手先の有償実施(使用)許諾契約※37の有無についてお答えください。

有無回答欄	
有	無

実施(使用)許諾契約「有」を選択した場合は、以下の金額を百万円単位で記入してください。
(うち数の中で、金額が0円のものがある場合は「0」を省略せずに記入してください。)
実施(使用)許諾契約「無」を選択した場合は、設問Ⅲ－３に進んでください。
(注) ライセンス収支の内訳について、複数の知的財産権が一体となって分離不可能な契約は契約の種類から見て、最も適切な知的財産権に一括して金額を記入してください。

相手先企業	グループ内外のライセンス種別	収 入						支 出					
		千億	百億	十億	億	千万	百万円	千億	百億	十億	億	千万	百万円
国 内 ※36	グループ内総額※38												
	うち、特許権又は実用新案権に関するライセンス※39												
	うち、意匠権に関するライセンス※40												
	うち、商標権に関するライセンス※41												
	うち、ソフトウェアの著作権に関するライセンス※42												
	うち、ノウハウ主体のライセンス※43												
	グループ外総額※38												
	うち、特許権又は実用新案権に関するライセンス※39												
	うち、意匠権に関するライセンス※40												
	うち、商標権に関するライセンス※41												
	うち、ソフトウェアの著作権に関するライセンス※42												
	うち、ノウハウ主体のライセンス※43												

※36 相手先企業の国内・外国の区別は、相手先企業の本社所在地のある地域をさし、実施(使用)している地域ではありません。

※37 知的財産権の有償実施(使用)許諾契約とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権、著作権、その他の知的財産権(商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの、営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報)に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利について、有償で実施又は使用を許諾する契約です。

※38 各権利に関するライセンスのグループ内・外総額を記載する場合は、国内においては国内全体の金額、外国においては、米国・欧州・アジア・その他地域を含めた全体の金額をグループ毎に記入してください。

※39 特許権又は実用新案権に関するライセンスとは、主に特許権・実用新案権からなる「技術に関する知的財産権」の実施許諾です。

※40 意匠権に関するライセンスとは、主に意匠権からなる「デザインに関する知的財産権」の実施許諾です。

※41 商標権に関するライセンスとは、主に商標権からなる「ブランドに関する知的財産権」の使用許諾です。

※42 ソフトウェアの著作権に関するライセンスとは、コンピュータプログラムに関するソフトウェアの著作権の実施許諾です。映像、音楽などのコンテンツに関するソフトウェアは含みません。

※43 ノウハウ主体のライセンスとは、主に技術に係る営業秘密からなる「技術に関する知的財産権」の実施許諾です。

有無回答欄	
有	無

実施(使用)許諾契約「有」を選択した場合は、以下の金額を百万円単位で記入してください。
 実施(使用)許諾契約「無」を選択した場合は、設問Ⅲ-4に進んでください。
 知的財産権別の有無回答欄に「有」を選択した場合は、うち地域の中で金額が0円のものが含まれる場合は「0」を省略せず記入してください。
 (注) ライセンス収支の内訳について、複数の知的財産権が一体となって分離不可能な契約は契約の種類から見て、最も適切な知的財産権に一括して金額を記入してください。

相手先 企業	グループ内外のライセンス種別	相手先企業の所在地域	収 入						支 出					
			千億	百億	十億	億	千万	百万円	千億	百億	十億	億	千万	百万円
グループ内総額※38	所在地域の合計													
	有無 回答欄	うち、特許権又は実用新案権 に関するライセンス※39	の相	うち米国										
			所手	うち欧州										
			在先	うちアジア										
			地企	うちその他地域										
	業													
	所在地域の合計													
	有無 回答欄	うち、意匠権に関する ライセンス※40	の相	うち米国										
			所手	うち欧州										
			在先	うちアジア										
			地企	うちその他地域										
	業													
	所在地域の合計													
	有無 回答欄	うち、商標権に関する ライセンス※41	の相	うち米国										
			所手	うち欧州										
			在先	うちアジア										
			地企	うちその他地域										
	業													
	所在地域の合計													
	有無 回答欄	うち、ソフトウェアの著作権に 関するライセンス※42	の相	うち米国										
			所手	うち欧州										
			在先	うちアジア										
			地企	うちその他地域										
	業													
	所在地域の合計													
	有無 回答欄	うち、ノウハウ主体の ライセンス※43	の相	うち米国										
			所手	うち欧州										
			在先	うちアジア										
地企			うちその他地域											
業														
所在地域の合計														
グループ外総額※38														
外国 ※36	所在地域の合計													
	有無 回答欄	うち、特許権又は実用新案権 に関するライセンス※39	の相	うち米国										
			所手	うち欧州										
			在先	うちアジア										
			地企	うちその他地域										
	業													
	所在地域の合計													
	有無 回答欄	うち、意匠権に関する ライセンス※40	の相	うち米国										
			所手	うち欧州										
			在先	うちアジア										
			地企	うちその他地域										
	業													
	所在地域の合計													
	有無 回答欄	うち、商標権に関する ライセンス※41	の相	うち米国										
			所手	うち欧州										
			在先	うちアジア										
			地企	うちその他地域										
	業													
	所在地域の合計													
	有無 回答欄	うち、ソフトウェアの著作権に 関するライセンス※42	の相	うち米国										
			所手	うち欧州										
			在先	うちアジア										
			地企	うちその他地域										
	業													
	所在地域の合計													
	有無 回答欄	うち、ノウハウ主体の ライセンス※43	の相	うち米国										
			所手	うち欧州										
			在先	うちアジア										
地企			うちその他地域											
業														
所在地域の合計														

設問Ⅲ－４． 貴社での直近の会計年度における産業財産権の売買実績の有無についてお答えください。
 (注) 実施許諾に伴う金銭の授受は設問Ⅲ－２、Ⅲ－３でお答えください。また、既に登録になった産業財産権のみについてお答えください(現在出願中未登録のものは含みません)。

有無回答欄	
有	無

売買実績「有」を選択した場合は、以下の金額を百万円単位で記入してください。
 (うち数の中で、金額が0円のものが含まれる場合は「0」を省略せずに記入してください。)

	譲 渡						譲 受					
	千億	百億	十億	億	千万	百万円	千億	百億	十億	億	千万	百万円
特許権												
うち、特別目的会社へ譲渡※44							\					
うち、担保として譲渡												
実用新案権												
うち、特別目的会社へ譲渡※44							\					
うち、担保として譲渡												
意匠権												
うち、特別目的会社へ譲渡※44							\					
うち、担保として譲渡												
商標権												
うち、特別目的会社へ譲渡※44							\					
うち、担保として譲渡												

※44 特別目的会社とは、資産流動化に関する法律(SPC法)に基づく「特定目的会社」を含む、資金調達のための証券発行、譲受資産に関する信用補完、投資家への収益の配分などの特別な目的のために設立される会社をさします。

調査は以上です。

ご協力ありがとうございました。